



健康保険委員だより

電子申請の利用が始まっています!

令和8年1月13日よりオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請が始まっています。

電子申請の詳細についてはこちら
(協会けんぽHP)



電子申請対象書類

オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- | | | |
|--|---|--|
| ☒ 傷病手当金支給申請書 | ☒ 埋葬料(費)支給申請書 | ☒ 特定健康診査受診券(セット券)申請書 |
| ☒ 出産手当金支給申請書 | ☒ 療養費支給申請書(立替払等)※ | ☒ 特定保健指導利用券申請書 他 |
| ☒ 出産育児一時金支給申請書 | ☒ 療養費支給申請書(治療用装具) | |
| ☒ 高額療養費支給申請書 | ☒ 任意継続被保険者資格取得申出書 | |

※開封厳禁の診療報酬明細書を添付する場合は電子申請ではなく申請用紙での申請が必要です。

電子申請の流れ

●スマートフォンやパソコン、マイナンバーカードをお手元に準備してからご申請ください。

マイナンバーカードを利用して協会けんぽの資格情報を取得



入力フォーマットに必要な事項を入力し、添付書類は電子ファイルをアップロード



入力内容を確認のうえ送信



電子申請の

4つのメリット

印刷や郵便
費用の削減



制度内容、入力方法の
説明等を見ながら
申請が可能



申請前の入力漏れや
記載誤りの防止



申請後の処理状況の
確認が可能



公金受取口座のご利用について

公金受取口座とは?

「公金受取口座」とは、給付金や年金、所得税の還付金などの公金を受け取るために、マイナンバーと紐づけて国(デジタル庁)に任意で事前登録しておく個人の預貯金口座です。



ご利用の際は、以下にお気を付けください



公金受取口座が未登録の場合、公金受取口座への振込を希望されても、お振り込みできないため、**申請をお返しさせていただく場合があります。**



継続的に給付金申請を行われる方で、前回の申請で指定された口座と同一口座への振込を希望される場合、**公金受取口座を選択すると前回の指定口座と同一でない場合があります。**ご自身の公金受取口座を今一度ご確認ください。



口座名義の変更等により、公金受取口座として登録している預貯金口座の口座情報に変更があった場合は、マイナポータルにて公金受取口座の**変更手続きが必要です。**

※申請用紙でのご申請の場合でも同様の箇所にご注意ください。



令和8年度
から

生活習慣病予防健診が変更されました!

生活習慣病予防健診

被保険者(ご本人)様

対象年齢
の追加

令和7年度まで

35歳~74歳



令和8年度から

20歳・25歳・30歳も対象に!!

※胃がん検診、大腸がん検診は除く
※自己負担額最高**2,500円**!

検査項目
の追加

問診・診察、身体測定、血圧測定、
尿検査、心電図検査

肺がん検診(胸部レントゲン検査)

胃がん検診(胃部レントゲン検査)

大腸がん検診(便潜血反応検査)

乳がん検診 ※オプション・費用別

※40歳~74歳の偶数年齢の女性が対象

子宮頸がん検診 ※オプション・費用別

※36歳~74歳の偶数年齢の女性が対象



骨粗鬆症検診
も追加可能に!!

※一般健診に追加して検査可能

※40歳~74歳の偶数年齢の女性が対象

※自己負担額最高1,390円

健診費用
の変更

~~一般健診(最高)~~ 自己負担額(最高)
18,865円 → **5,282円**

~~一般健診(最高)~~ 自己負担額(最高)
19,635円 → **5,500円**

28%の
負担

自己負担率に変更はありませんが、人件費の高騰や診療報酬の改定等を踏まえ、健診費用が増額となります。

さらに!

人間ドック健診補助 が始まりました!

35歳以上の方の被保険者(ご本人)様が
対象の健診機関で人間ドックを受けると
最高25,000円の補助が受けられます

令和8年度の

健診のご案内をお送りしました

被保険者(ご本人)様の
生活習慣病予防健診

令和8年3月中旬
に事業所様あて

被扶養者(ご家族)様の
特定健診

令和8年4月初旬
にご自宅あて

ひろしま企業健康宣言 エントリー募集中

令和7年度には**5,400事業所**を超える
エントリーとなっており、参加したこと
によるメリットを感じる声が多数あがってい
ます!

健康宣言事業所の声

- 社員のモチベーション、健康意識アップにつながりました!
- 企業のイメージアップにつながりました!
- 人材確保に役立ちました!

エントリー方法は
こちらから
(協会けんぽHP)



エントリーされると /

「健康づくり講座」が無料で受講できます!

- メンタルヘルス
- 生活習慣病予防
- 睡眠の質
- 女性の健康課題
- 運動

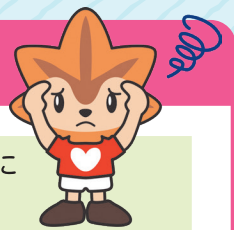
※先着順のため、上限に達した場合は受付を終了させていただきます。

広島労働局からのお知らせ



女性特有の心身の不調で悩んでいる社員がいるが
どう声掛けをしてよいかわからない

従業員が熱中症にならないために
まず何から取り組めばいいの？



● このようなお悩みを抱えていませんか？ ●

広島労働局ではこのような**女性の健康課題**や**熱中症の予防**に関する事業所向けのマニュアルを作成しています！

女性特有の
健康管理に関する
マニュアル
(厚生労働省HP)



令和8年「STOP！熱中症
クールワークキャンペーン」
実施要綱
(厚生労働省HP)



職場における
熱中症防止のための
ガイドライン
(厚生労働省HP)



職場における
熱中症予防情報
(厚生労働省HP)



暑い日が
まだまだ続きますので、
ぜひ熱中症予防マニュアル等を
ご確認ください、ご参考にして
いただきますよう
お願いいたします。

健康保険料率の引下げにつながる インセンティブ制度



インセンティブ制度とは、協会けんぽ47都道府県支部のうち、**5つの評価指標**の評価結果が**上位15位以内**の支部に報奨金（インセンティブ）が与えられ**健康保険料率の引下げにつながる制度**です。令和6年度の広島支部の実績は、**25位**のため、残念ながらインセンティブの獲得はできませんでした。インセンティブを獲得するために協会けんぽ広島支部では、**5つの評価指標**について下記の取り組みをお願いしています。

皆様に取り組んで
いただきたい

5つのお願い

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導は、保健師等の指示に従い、プログラムを中断することなく最後まで継続しましょう。



指標① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健診を毎年、必ず受診しましょう。



指標② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は、「特定保健指導」を受けましょう。



指標④ 要治療者の医療機関受診率

- 健診の結果、「要治療」「要精密検査」と判定されたら、早期に受診しましょう。



指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される際に、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」使用の希望を伝え、積極的に利用しましょう。



インセンティブを獲得すると、具体的にいくら安くなるの？

例えば、令和6年度実績が1位の新潟支部のインセンティブ制度分 **0.21%** 標準報酬月額が30万円の方の場合、労使折半前の金額で算出すると…

1ヶ月あたり

30万円×0.21%
= **630円**

1年間あたり

630円×12ヶ月
= **7,560円**

従業員50名の事業所
1年間あたり

7,560円×50名
= **378,000円**

軽減額



年間で見ると、大きな
金額の差につながります！

詳しくは
こちらから
(協会けんぽHP)



さんぽセンター（労働者健康安全機構広島産業保健総合支援センター）と「働く世代の健康づくり推進に向けた包括連携協定」を締結しました。

協定目的

協会けんぽ広島支部とさんぽセンターが相互に連携・協力を行い、働く世代の健康づくり推進のために、互いの有する資源を有効に活用しながら、施策を継続的に推進していくこと。

協定内容

- メンタルヘルス対策の推進に関すること
- 治療と就業の両立支援
- 健康づくりの推進に向けた取り組みに関すること
- 広報にかかる相互協力等に関すること
- 上記の目的を達成するために必要な事項に関すること



詳しくはこちら
(協会けんぽHP)



マイナポータルでお薬の軽減額が確認できます！



マイナポータルを利用することで
先発医薬品からジェネリック医薬品へ
切り替えた場合の軽減額（差額）を
確認できます。

※マイナポータルを利用するには、マイナンバーカードが必要です。

マイナポータル
わたしの情報は
こちらから
(デジタル庁HP)



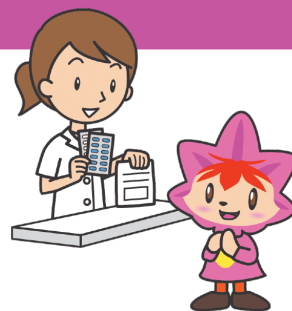
是非ご活用
ください！

電子処方せんについて

電子処方せんとは処方せんを**電子化**したものです。マイナ保険証利用時に使用すると、過去のお薬情報を医師・歯科医師・薬剤師と共有することができます。結果として、患者さんは**今まで以上に安心して薬を受け取ることが可能**となります。

※ご利用時には、本人確認とお薬情報提供の同意が必要です。

※電子処方せんを利用できるのは、対応する医療機関・薬局に限ります。



電子処方せんのメリット

- 1 いつでもどこでもお薬情報を取り出せる**
医療機関・薬局を変更した場合でも、医師・薬剤師等が薬の情報を正確に把握することができます。
- 2 飲み合わせの悪い薬や薬のもらいすぎを防ぎやすい**
お薬情報を正確に伝えることができ、飲み合わせの悪い薬の服用や同じ効き目の薬の服用を避けることができます。
- 3 薬がもっと受け取りやすくなる**
事前に薬局に引換番号を伝えることで、待ち時間を短縮したり代理人に受け取ってもらったりできます。
- 4 自分でもお薬情報を見ることができる**
マイナポータルや電子版お薬手帳で電子処方せんの処方・調剤情報を閲覧できます。

詳しい内容は
こちらから
(厚生労働省HP)



お問合せ先



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 広島支部

TEL : 082-568-1011

平日のみ 8:30~17:15 (年末年始除く)